

# 新型コロナウイルス感染症への対応方針について ふれあいセンター等の利用のお知らせ

---

(令和3年4月23日 更新)

岐阜県独自の「非常事態宣言」を受け、標記施設の利用について下記のとおりとさせていただきます。ご理解、ご協力よろしく申し上げます。

◎下記施設の夜間の利用時間を20時までとさせていただきます。

◆施設 : ふれあいセンター・ふれあい作業所

◆期間 : 4月26日(月)～5月11日(火)

※なお、この期間を延長する場合があります。

《お問い合わせ先》

子ども家庭課 電話 : 0584-27-0176